

V 事象別危機管理の要点

1 保健体育科の授業中(陸上競技)の心肺停止

高等学校1年生の体育の授業で、準備運動を行った後、1000mのタイム測定を行った。700mほど走ったところで急に生徒Aのフォームが乱れ、うずくまるようにして倒れた。担当教員が駆けつけたところ、顔面蒼白で意識を喪失、呼吸及び脈拍がなく危険な状態であった。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などの状況を迅速に把握し、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等をする。
- ② 救急車の要請と校長への連絡、教職員の応援を依頼する。そのため、他の教職員または生徒に職員室と保健室への連絡を指示する。
- ③ 傷病者を運搬する場合は、傷病者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温、環境の整備について配慮する。
- ④ 救急車には、教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは生徒につき添い続ける。
- ⑤ 事故を目撃した生徒に対し、聴き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
- ② 管理職と担当教員は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 管理職は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ④ 必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供を行う。

事後措置

- ① 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 外部への情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 生徒の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

○安全指導（教育）の充実

保健体育科の授業における事故防止

- ① 生徒の健康診断（メディカルチェック）や、当日の生徒の体調の把握を適切に行う。
- ② 生徒に自己の体調管理及び体調が悪化したときの対処法を指導する。
- ③ 教員の観察だけでなく、生徒に自分の身体は自分で守るという意識を持たせ、準備運動

時に体調の自己チェックを行わせる。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

○関係法令

- ・国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条（センターの目的）、第15条（業務の範囲）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

Q AEDとは？

自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator）とは、さまざまな原因で心臓が痙攣を起こしている傷病者（患者）の心電図を測定・解析を行い、必要に応じて電気ショックを与え、血液を送り出すための正常なリズムに戻すための医療機器です。

Q AEDはなぜ必要か？

心臓が停止すると時間の経過とともに、1分間におよそ7～10%ずつ蘇生のチャンスは失われていきます。したがっていかに早く処置を開始するかが救命の鍵となります。

Q 誰でも使用できるのか？

平成16年7月に厚生労働省から出された「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」の中で、救命の現場に居合わせた一般市民をはじめとする非医療従事者によるAEDの使用は、医師法違反にならないという見解が示されました。

また、AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が推奨されるものであることとされています。

Q 「死戦期呼吸」とは？（「救急蘇生法の指針2015」より）

突然の心停止直後には「死戦期呼吸」と呼ばれるしゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸がみられることも少なくありません。このような呼吸がみられたら心停止と考えて、胸骨圧迫を開始してください。普段どおりの呼吸かどうかはわからないときも胸骨圧迫を開始してください。

呼吸の観察には10秒以上かけないようにします。約10秒かけても判断に迷う場合は、普段どおりの呼吸がない、すなわち心停止とみなしてください。

反応はないが普段どおりの呼吸がある場合には、様子を見ながら応援や救急隊の到着を待ちます。とくに呼吸に注意して、呼吸が認められなくなったり、呼吸が普段どおりではなくなったりした場合には、心臓が止まったとみなして、ただちに胸骨圧迫を開始してください。

○参考資料

- ・「フィジオコントロールジャパン」ホームページ（<http://www.physio-control.jp/>）
- ・「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日 平成25年9月27日最終改正 厚生労働省）
- ・救急蘇生法の指針2015（厚生労働省）

2 保健体育科の授業中(武道:柔道)の事故による意識不明

中学校1年生の体育で武道(柔道)の授業中に、2人1組による膝車の基本練習で、生徒Aが生徒Bに技をかけたところ、生徒Bが畳で頭を打った。生徒Bは、自分で立ち上がったものの、ぼーとした状態であったため、担当教員はすぐに養護教諭に連絡を取るとともに、生徒Bをその場に寝かせたが、次第に生徒Bの意識が低下し始めた。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などをすばやく観察し、傷病者の状況を迅速に把握する。傷病者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温、現場の環境に配慮する。
- ② 救急車の要請と校長への連絡、教職員の応援を依頼する。そのため、他の教職員または生徒に職員室と保健室への連絡を指示する。
- ③ 救急車には、教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは生徒につき添い続ける。
- ④ 事故を目撃した生徒に対し、聴き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任(不在時は学年主任など他の職員)から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
- ② 管理職と担当教員は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 管理職は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ④ 必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供を行う。

事後措置

- ① 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 生徒の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

○安全指導(教育)の充実

保健体育科の授業における事故防止

武道の指導にあたっては「中学校保健体育科における武道の指導について」(平成24年3月15日 三重県教育委員会)、「学校体育実技指導資料第2集 柔道指導の手引(三訂版)(平成25年3月 文部科学省)」に基づき安全に実施する。

また、以下の点について十分留意し、事故防止に努める。

- ① 安全面に十分配慮しながら、生徒の実態に即した指導計画を立て、個々の能力・適性や興味・関心等に応じた学習指導に努める。
- ② 生徒が常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を育成する。
- ③ 使用する施設、器具等については、日常の安全点検を行うとともに、それらの使用上の注意等についての指導を徹底し、事故防止に努める。
- ④ あらかじめ、活動に支障のある既往症等の有無を把握するとともに、日常の健康観察を十分に行い、これに基づいて適切な指導を行う。
- ⑤ 休み時間等に、学習した技などを用いてふざけることがないよう、事故の危険性を踏まえ、生徒への指導を徹底する。

特に、柔道の指導にあたっては、「中学校における柔道の事故防止について」（平成24年1月27日 三重県教育委員会 以下（ア）～（エ））に十分留意する。

（ア） 指導の前に生徒の健康状態について把握するとともに、指導中の体調の変化等に気を配ること。また、生徒が自身の体調に異常を感じたら運動を中止することを徹底させること。

（イ） 指導にあたっては、生徒の技能の段階に応じた指導とすること。特に初心者には、受け身を安全にできるよう指導を十分に行うとともに、その動作に注意を払うなど、十分な配慮を行うこと。

また、「投げ技」の指導はもとより、「固め技」の指導においても、十分な安全配慮を行うこと。

（ウ） 施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。

（エ） 事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など対処方法の確認と関係者への周知を徹底すること。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号など、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

○関係法令

- ・ 国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・ 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条（センターの目的）、第15条（業務の範囲）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

学校体育実技指導資料第2集 柔道指導の手引（三訂版）

【 http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1334217.htm 】

「資料1 柔道の授業の安全な実施に向けて」

P174「（6）万一の場合の対処」から一部抜粋



○ 頭部打撲前後の記憶もしっかりしており、脳しんとうの症状も皆無であれば、しばらく安静にして症状を観察します。

○ また、何ら症状がなくても、頭部打撲があった場合は、当日の体育の授業は見学させ、その後も頭痛や気分不良などの自覚症状がないか継続して確認しましょう。帰宅後の家庭での観察も必要です。保護者に頭部打撲の事実を連絡して、症状悪化に注意して経過を観察することが必要であることを伝えるなど、教員、生徒、保護者がともに状態を把握しておく必要があります。

3 体育・保健体育科の授業中(水泳)の心肺停止

小学校5年生の体育の水泳授業中、準備運動、水慣れなどを行った後、50mの泳力測定を行った。児童Aが平泳ぎで25mを泳ぎターンした後、7m泳いだところで突然動かなくなり沈みだした。

事故発生に気づいた担当教員が、プールサイドに引き上げたところ、呼吸及び脈拍がなく危険な状態であった。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 事故発生に気づいたら、すばやくプールサイドに引き上げ安静にする。
- ② 意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などの状況を迅速に把握し、救命処置(心肺蘇生とAEDの使用)や応急手当等をする。
- ③ 救急車の要請と校長への連絡、教職員の応援を依頼する。そのため、他の教職員または児童に職員室と保健室への連絡を指示する。
- ④ 救急車には教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは児童につき添い続ける。
- ⑤ 事故を目撃した児童に対し、聴き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任(不在時は学年主任など他の教職員)から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や児童の状況、搬送先などを伝える。
- ② 管理職と担当教員は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 管理職は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ④ 必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供を行う。

事後措置

- ① 保護者に、事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 外部への情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 児童の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

○安全指導(教育)の充実

水泳における事故防止

- ① 安全面に十分配慮しながら、児童の実態に即した指導計画を立て、個々の能力・適性や興味・関心等に応じた学習指導に努める。
- ② 児童が常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる。
- ③ あらかじめ、活動に支障のある既往症等の有無を把握するとともに、日常の健康観察を

十分に行い、これに基づいて適切な指導を行う。

- ④ プールの使用にあたっては、実態に即した安全管理体制を組織し、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すこと。また、施設や浄化装置の付属施設についても、定期点検はもとより始業時及び臨時の点検を行い、安全管理に万全を期すとともに、プールには最浅・最深部分に水深を明示する。
- ⑤ 緊急時に備え、保温用毛布等を装備しておくとともに、事故が発生した場合に備えて正確かつ迅速な対応の仕方を心得ておく。

※「水泳指導の手引(三訂版)」(平成26年3月 文部科学省)

「プールの安全標準指針」(平成19年3月 文部科学省、国土交通省)

「学校における水泳事故防止必携(2018改訂版)」

(平成30年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)

を参考に事故防止の徹底に努める。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 救命処置(心肺蘇生とAEDの使用)や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

○関係法令

- ・ 国家賠償法第1条、第3条(賠償責任)
- ・ 学校保健安全法第27条(学校安全計画の策定等)
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条(センターの目的)、第15条(業務の範囲)
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条(学校の管理下における災害の範囲)

学校における水泳中の事故

スタート時に、逆さまに入水し、水底に頭部を打ちつけて死亡等の事故が起きています。スタートの指導は個人の能力に応じた段階的な取扱いを重視し、指導者の指示に従って実施すること、水深や水底の安全を確かめ入水角度に注意することなど、安全に配慮した指導が大切です。

なお、小・中学校では、水中からのスタートのみを指導し、授業での飛び込みによるスタート指導は行いません。

学習指導要領では、スタートの指導について次のように明記しています。

| | |
|------|---|
| 小学校 | け伸びから泳ぎにつなげる水中からのスタートを指導するものとする。 |
| 中学校 | 泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。 |
| 高等学校 | 泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、入学年次の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて、段階的な指導を行うことができること。 |

4 保健体育科の授業中(器械運動)

・体育祭の練習中(組み体操)に起きた骨折

中学校 1 年生の生徒 A が体育の器械運動の授業中、跳び箱での「開脚跳び」の練習中、着地の際にバランスをくずし、腕をついて倒れた。

担当教員が事故発生に気づきその場に駆けつけたところ、左腕の骨折が疑われた。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 事故の状況を把握し、負傷した生徒の状況に応じて、応急手当を講じる。
- ② 負傷した生徒が動けない（動かない方がよいと判断したとき）状況であれば、保健室と職員室に連絡をとり、校長への連絡と教職員の応援を要請し、養護教諭等が駆けつけるまでその場で可能な応急手当を迅速に行う。
- ③ 速やかに保護者と連絡をとり、希望する医療機関があるかなど保護者の意向を十分聴き取り、負傷者を病院へ搬送する。
- ④ 教職員が医療機関に同行し、医師に事故発生時の状況を報告する。また、医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。
- ⑤ 事故を目撃した生徒に対し、聴き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況を伝え、搬送先を確認する。
- ② 管理職と担当教員は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 管理職は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ④ 必要に応じて、学校医へ連絡する。
- ⑤ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、必要に応じて報道機関へ資料提供を行う。

事後措置

- ① 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 生徒の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直すとともに、事故の再発防止に取り組む。

○安全指導（教育）の充実

保健体育科の授業における事故防止

- ① 安全面に十分配慮しながら、生徒の実態に即した指導計画を立て、個々の能力・適性や興味・関心等に応じた学習指導に努める。
- ② 生徒が常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を育成する。
- ③ 使用する施設、器具等については、日常の安全点検を行うとともに、それらの使用上の注意等についての指導を徹底し、事故防止に努める。
- ④ あらかじめ、活動に支障のある既往症等の有無を把握し、日常の健康観察を十分に行い、これに基づいて適切な指導を行う。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

○関係法令

- ・国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条（センターの目的）、第15条（業務の範囲）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条
（学校の管理下における災害の範囲）

【骨折の対応】

① 骨折の手当

少しでも骨折が疑われるときは骨折の手当を行う。骨折自体は、生命の危険は少ないので、手当はあわてず確実に行う。緊急避難が必要なとき以外はむやみに傷病者を動かさず患部を固定してから医療機関に搬送を行う。

- 全身及び患部を安静にし、患部を固定する。（骨折した手足の末梢を観察できるように手袋や靴、靴下はあらかじめ脱がせておく。）
- 骨折が屈曲している場合、無理に正常位に戻さず、そのままの状態を固定する。
- 固定後は傷病者の最も楽な体位にし、腫れを防ぐために、できれば患部を高くする。
- 全身を毛布などで包む。
※開放性骨折の場合は上記の手当と同じであるが、特に次のことを注意する。
 - ・出血を止め、きずの手当をしてから固定する。
 - ・骨折端を元に戻そうとしてはいけない。
 - ・患部を締めつけそうな衣類は脱がせるか、きずの部分まで切り広げる。

② 骨折の観察

- 症状を調べる
骨折部は1ヵ所だけとは限らないので、全身をよく注意して調べる。
※骨折の症状には腫れ、変形、皮膚の変色、その部分に触った場合の激痛がある。
- 傷病者に聞く
傷病者の意識がはっきりしているときは、受傷時の状況、痛みのある部位などについて、傷病者に聞く。受傷時の状況については、傷病者にも分からないときがあるので、周囲の目撃者にも聞いて判断の参考にする。

③ 固定の方法（固定法）

固定には普通、副子を用いるが、包帯や絆創膏、手拭い、ストッキングなどで傷病者自身の体に直接固定する方法もある。

- 副子
副子とは骨折部の動揺を防ぐため、上肢、下肢及び体に当てる支持物をいう。骨折部の上下の関節を含めることのできる十分な長さ、強さ、幅を持つものが有効である。その条件を備える物ならば、どんなものでも構わない。身近にある新聞紙、雑誌、段ボール、棒、杖、傘、野球のバット、座布団なども利用できる。
- 副子の当て方
 - ・救助者の1人が、骨折部を動揺させないようにしっかり支えておく。
 - ・皮膚との間、特に骨ばった場所、かかと、手首、膝、手首、肘などには、タオルなど柔らかい布を十分に入れる。
 - ・副子は骨折部が動かないように骨折部の上下から包帯でしっかり固定するが、末梢の血行を妨げない程度の強さにする。
 - ・骨折部の腫脹が進み、固定の包帯がしまり過ぎて痛くなったり、血行を妨げ皮膚の色が変わったりすることがあるので、固定した後もよく観察する必要がある。

（参考）「赤十字 救急法講習教本」（日本赤十字社 平成31年4月1日発行）

「組み体操」における事故防止について

下記事項及び『「組み体操」における事故防止の指導上留意点』を基に、各市町、学校や児童生徒の実態に即した事故防止対策を十分図り、児童生徒や保護者、地域等の理解のもと実施すること。

記

- 1 児童生徒の実態に即し、安全確保、事故防止の観点から、学校全体で段階的な指導計画及び実施内容の確認を行うとともに、事前に校内研修を実施するなど、事故防止に努める。
- 2 数週間の練習期間だけでなく、各学年の発達段階に合った指導の積み重ねの必要性を確認し、年間を通して体育・体育的活動の充実を図る。
- 3 実施にあたっては、補助者の手の届く高さで実施するべきであることから、過度に高さ等^{※1}を求めることなく、実施困難と思われる場合は、「中止する」「技を変更する」など、児童生徒の実態に合わせて対応する。
- 4 事故が発生しやすい状況を全教職員で共通理解し、教職員による補助者の配置やマット等の必要な用具の活用を適切に行う。
- 5 事故発生時における応急手当等の学校体制の確立を図るとともに、事故発生の原因を検証し、再発防止に取り組む。

※1 「過度に高さ等」は、ピラミッドについては小学校で3段相当、中学校以上で4段相当を超える高さ、タワー等については小学校、中学校以上ともに2段相当を超える高さを過度の目安とする。

○参考資料

- ・「組み体操」における事故防止の指導上留意点

(平成28年3月25日 令和2年3月3日改訂 三重県教育委員会)

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0046100002.htm>

- I 平成26・27年度において県内で発生した「組み体操」における事故について

- II 事故が発生する状況と骨折した事例について

- 1 「ピラミッド」の場面で
- 2 「タワー」の場面で
- 3 「肩車・サボテン」の場面で
- 4 「倒立」の場面で
- 5 その他「組み体操」をしている場面で



- III 事故発生を防ぐために

- 1 「組み体操」の実施計画の作成にあたって
- 2 「組み体操」の実技指導にあたって

- ・ネットDE研修講座

<カテゴリ>教科指導等 [保健体育]

<講座名> 組体操・組立体操の安全な指導について

<講師名> 荒木達雄 (日本体育大学教授)

12 運動部活動中の事故による意識不明

高等学校のサッカー一部1年生の生徒Aが、グラウンドで練習中にサッカーボールを追いかけて陸上競技部（投てき種目）が使用しているエリアに入り、飛んできた円盤が側頭部に当たって転倒した。一度は自力で立ち上がったものの再び倒れて意識不明となった。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などをすばやく観察し、傷病者の状況を迅速に把握する。
- ② 救急車を要請し、到着するまでの所要時間に留意したうえで、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）などを的確に実施し、校長に連絡する。
- ③ 傷病者を安静にする。その際、体位、保温、環境に配慮する。
- ④ 救急車には教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは生徒につき添い続ける。
- ⑤ 事故を目撃した生徒たちに対し、聴き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会等への報告

- ① 顧問または担任（不在時は学年主任など他の職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
- ② 管理職と顧問は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 管理職は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ④ 必要に応じて学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供を行う。

事後措置

- ① 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 生徒の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

○安全指導（教育）の充実

部活動時における事故防止

- ① グラウンドや体育館など、活動場所の過密な状況も考慮し、安全確保が図れる使用の計画や指導計画を立案する。
- ② 部活動時におけるグラウンドや体育館などの（雨天時の活動含む）使用や用具の取扱いのルールについて、毎年度当初に教職員が確認するとともに、生徒へ徹底する。また、防球ネットの設置、安全地帯の設定などの具体的な事故防止施策を講じる。

- ③ 疲労のため注意力が散漫になることもあるため、部員全員で危険な状況を注意し合える体制を整え、習慣化を図る。
- ④ 活動時には、周囲に対して十分な安全確認を行うよう指導する。特に、投てき種目の活動にあたっては、以下の例示のとおり事故防止対策を徹底させる。
(例示) ・投てき者は投げる前に、投てき方向に「人」がいないことを確認し、「投げま
ーす。」等、周囲に対して大きな声で周知する。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号など、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

○関係法令

- ・ 国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・ 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条（センターの目的）、第15条（業務の範囲）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条
(学校の管理下における災害の範囲)

【入学予定者の運動部活動参加時における(独)日本スポーツ振興センターの災害給付】

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付の対象となる活動は、指導要録上の在籍校における学校管理下の活動に限られています。

- ① 中学校入学予定者 → 小学校卒業式以後も3月31日までは、小学校籍です。
→ 中学校入学式前も4月1日以降は、中学校籍です。
- ② 高等学校入学予定者 → 中学校卒業式以後も3月31日までは、中学校籍です。

①、②の場合は、在籍校の校長が承認した教育計画に位置づけられた部活動であれば、独立行政法人日本スポーツ振興センターの適用が受けられます。

- ③ 高等学校入学前（4月1日から入学日前日まで）は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の規定で、この期間に部活動に参加し、傷害が発生しても給付は受けられません。

関係法令：独立行政法人日本スポーツ振興センター法
災害給付の基準に関する規程（学校管理下の範囲）

13 運動部活動中の熱中症

夏季休業中のたいへん暑い日、高等学校の陸上競技部1年生の生徒Aが、練習中に意識を失って倒れた。生徒Aの様子をみると、応答がにぶく、言動がおかしいなど熱中症の疑いがある。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などをすばやく観察し、傷病者の状況を迅速に把握する。特に、熱中症の疑い（めまい・失神・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の発汗・頭痛・不快感・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感・意識障害・けいれん・手足の障害・高体温等）がある場合、少しでも意識障害がある場合には重症と考慮して処置をする必要がある。さらに、意識がない場合には、倒れこんだ際の頭部外傷にも注意を払う。
- ② 意識がないあるいは重症であると判断した場合は、速やかに救急車を要請し、到着するまでの所要時間に留意しながら、涼しい場所へ避難し、衣服をゆるめるなどして体を冷やす処置を続けるとともに、場合によっては、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）などを的確に実施し、校長に連絡する。
- ③ 応急手当をする際に傷病者を運搬する場合は、傷病者を安静にすることが必要である。その際、体位、体熱の放散、環境に配慮する。
- ④ 救急車には教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後も、校長の指示があるまでは生徒につき添い続ける。
- ⑤ 事故を目撃した生徒たちに対し、聴き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会等への報告

- ① 顧問又は担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
- ② 管理職と顧問は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 管理職は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ④ 必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供を行う。

事後措置

- ① 保護者に、事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 生徒の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

○安全指導（教育）の充実

熱中症の事故防止にむけて

- ① 活動は、安全面に十分配慮しながら、生徒個々の運動能力や体力の実態・適性や興味関心に応じた指導計画を立て、指導を行う。
- ② 熱中症防止のため、特に下記の点に留意して活動を行う。
 - ア グラウンド・体育館など活動場所で暑さ指数（WBGT）を測定するなど、当日の気象状況（環境）に十分気を配ること。
 - イ 生徒等が自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導する。
 - ウ 体育の授業、運動部活動の活動中、登下校の際には、感染対策上の工夫や配慮を行いながら、生徒に対してマスクを外すよう指導する。
 - エ 長時間にわたる直射日光の下での活動を避けること。
 - オ 屋内外にかかわらず、活動内容・強度に応じて、適宜休憩を入れるとともに水分（0.1%～0.2%程度の塩分を補給できる経口補水液やスポーツドリンクなど）を適切に補給させること。
 - カ 生徒の疲労の状態や心身の状況などを常に把握し、異状が見られる場合は速やかに必要な措置をとること。
 - キ 近年の最高気温の変化や熱中症発症状況等を確認し、地域の実情に応じた対策を検討する。
 - ク 気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気遣える環境・文化を醸成する。
- ③ 熱中症は夏季に集中して発生しているが、夏季以外でも急に暑くなると熱中症が発生することがあるため、暑さに体を慣らすよう活動内容を工夫する必要がある。春季の体育祭、冬季のマラソン等、季節にかかわらず熱中症による事故が発生していることを、十分に心得ておく。
- ④ 部活動は、体育よりも運動強度が高いこと、防具を着用する競技では薄着になれないこと等、熱中症防止に向けて、よりきめ細かな配慮を行う。
- ⑤ 熱中症発生の要因・予防法・症状・対処法をしっかりと理解し、生徒にも、その発達段階に応じて、発生要因や予防法等について適切に指導する。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 熱中症の予防は、暑さ指数（WBGT）を基準とする対策・体制を事前に整えることを基本とする。
- ② 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 熱中症予防に係る日々の情報収集の手段と全教職員への伝達方法を整備しておく。
- ④ 暑さ指数（WBGT）を基準とした日本スポーツ協会の示している「熱中症予防運動指針」を参考にして、運動や各種行事の指針を予め設定しておく。
- ⑤ 熱中症が疑われるときは、事前に活動場所における暑さ指数（WBGT）を計測し、記録を行うとともに、設定した指針に基づき、実施可否を判断し、関係する教職員への伝達体制を整備する。
- ⑥ 熱中症警戒アラート発表時に行事が予定されている場合、事前に行事の実施場所の最寄りの暑さ指数（WBGT）を確認し、活動内容を中止または変更するなど具体的な対応を決めておく。
- ⑦ 熱中症対策に係る保護者の理解醸成のため、熱中症対策を保護者とも共有しておく。
- ⑧ 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号など、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ⑨ 救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。
- ⑩ 熱中症の予防措置及び熱中症発生時の対応は、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を参考にする。

○学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（概要版）第5章熱中症の予防措置（抜粋）

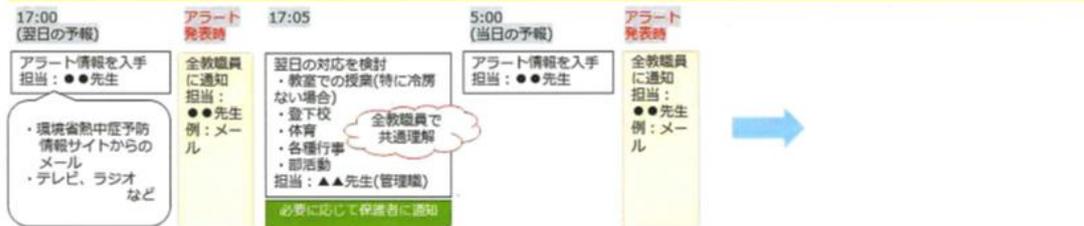
https://www.mext.go.jp/content/210528-mxt_kyousei01-000015427_01.pdf

第5章 熱中症の予防措置 3/3

熱中症警戒アラート発表時の対応

- 熱中症警戒アラートが発表されたときの対応例を以下に示します、地域や各学校の実情に応じて熱中症警戒アラートへの対応方法を調整してください。

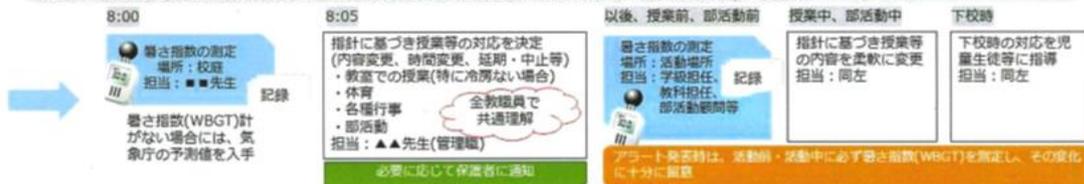
熱中症警戒アラート発表時の対応例



熱中症警戒アラート発表の有・無に関わらず必要な対応例

熱中症予防の基本

アラートが発表されていない場合でも暑さ指数(WBGT)を把握し、対応を決定。8時の測定以降は毎日のルーティンです。



関係法令

- ・ 国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・ 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条(センターの目的)、第15条（業務の範囲）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条(学校の管理下における災害の範囲)

～十分な活用を～

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校安全WEB
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx
- 環境省熱中症予防情報サイト
<http://www.wbgt.env.go.jp/>
- 公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html>
- 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き
https://www.mext.go.jp/content/210528-mxt_kyousei01-000015427_02.pdf



学校における
熱中症対策ガイドライン作成の手引き

令和3年5月
環境省・文部科学省